

## 役員報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 有限会社SHIPMAN（以下「当社」という。）の役員報酬等については、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第4章に基づく理事をいう。

(2) 報酬等とは、当社の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員には、報酬を支給することができる。

2 役員報酬は、取締役会の承認を得て決めるものとする。

3 役員退職にあたっては、第4条の規定に基づき、退職慰労金を支給することができる。

### (退職慰労金の支給)

第4条 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 役員に対する退職慰労金の額は、役員会が業績等に応じて決定するものとする。

3 役員が職務上の義務違反により解任となった場合にはこの規程は適用しないものとする。

4 役員が任期満了の日又は、その翌日において再び同一の役職に任命された時は、その者の退職慰労金の支給については、引続き在職した者とみなす。

### (報酬等の支給日及び方法)

第5条 役員報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月定まった日に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた残額を本人に支給する。

### (新たに役員となった者の月額報酬)

第6条 月の途中に役員に就任した場合、及び報酬額に変更があった場合は、月額報酬の額を当該月の土曜日、日曜日以外の日数で除して得た額に、その者が役員となった日からその月の末日に至るまでの土曜日、日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

(役員でなくなった者の月額報酬)

第7条 月の初日以外の日において、役員が退職し、解任され、又は死亡した役員に対して支給するその月の報酬の額は、月額報酬の額を当該月の土曜日、日曜日以外の日数で除して得た額に、その月の初日からその者が退職し、解任され、又は死亡した日に至るまでの土曜日、日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、その者が死亡したときは、その月の月額報酬は、全額を支給する。

(役員月額報酬の支給定日の特例)

第8条 前2条の規定による月額報酬の支給日は、第5条第1項の規定にかかわらず、同項の支給定日によらないことができる。

(費用)

第9条 当社は、役員がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員には、通勤に要する交通費を支給する。

附則 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 施行日の前日に在職していた役員が、施行日以降も就任している場合は、引き続き在職しているものとみなして在職期間を通算するものとする。